

加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)

事務処理
センター用

④

●必ず記入要領をご確認のうえ、ご記入ください。

● 届出後の被保険者種別が第1号、第3号、任意加入被保険者の方は、こちらの届書ではお手続きいただけません。

●『(1) 氏名変更』『(2) 住所、連絡先等変更』は次のように「1. 届出者の情報」欄には変更後の氏名、住所等を一覧し/記入。

1. 届出者の情報:

基礎年金番号										氏名		生 年 月 日		性 別			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	フリガナ	ネーミング	イニシャル	昭和	年	月	日	①: 男 2: 女
年 金 一 郎										7: 平成		4	9	1	0	0	6
住 所																	
フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3																	
〒 111-1111 連絡先電話番号 (12 - 3456-7890)																	
東京 ② 道 府 県 郡 ●● 市 町 村 □△ 1-2-3																	
海外居住者の場合 国名																	

2. 届出事項：(1)～(6)の該当する「届出内容」をすべて選択(冒頭の□に✓点を記入)のうえ、右欄太枠内に必要事項を記入してください。

▽横	届出内容	必要事項	氏名変更 年 月 日	〒平成 年 月 日	04011
☐	(1) 氏名変更 変更前の氏名	フリガナ	氏名変更 年 月 日	〒平成 年 月 日	04011
☒	(2) 住所・連絡先 電話番号変更 変更前の住所・連絡先電話番号	〒999-9999 連絡先電話番号 (080 - 1111 - 2222) 都 道 市 区 町 村 大阪 府 東 郡 × × 町 × × ◎◎4-5-6	住所変更 年 月 日	〒平成 年 月 日	04021
☐	(3) 被保険者種別変更 ※第1号、第2号、自営個人事業主から第3号被保険者になる場合、必ず変更してください。 ※第3号から第1号・第2号になる場合は、必ず変更してください。	勤務先での企業年金制度等の加入状況コード ※第3号「E-033」でご自身の加入状況を確認の上、他の企業年金制度等との重複を避けてください。 給付金・年金受給額以上の金額を記入してください。	種別変更 年 月 日	〒平成 年 月 日	04111 (5) (5) 0403
☐	(4) 勤労者での 企業年金制度等 の加入状況変更 ※第1号にのみ適用。 ※第2号にのみ適用。 ※第3号にのみ適用。	変更後の企業年金制度等の加入状況コード ※第3号「E-033」でご自身の加入状況を確認の上、他の企業年金制度等の加入状況の重複の数字をご記入ください。			04111 (6) (5) 0413 0413 (5) 0413 0413 (5) 0413
☐	(5) 掛金納付方法・ 掛金引落口座情報 の変更 変更後の掛金納付方法	現在の掛金納付方法 ※いずれかに□ ☐ 事業主払込 ☐ 事業主払込 ☐ 個人払込 ☐ 事業主払込 ⇒ 掛金発生「事業主払込」に関する取組事項 を「0404表(E-033)」より事業主様へ送付 「受取事業所番号」「受取事業所名称」を 右の欄に記入してください。 ☐ 個人払込 ⇒ 「E-掛金引落口座の欄」欄に変更後の掛金引落口座を記入してください。	登録事業所 番号 登録事業所 名称		事04131 0406(05) (6) 0409
☐	(6) 掛金額区分・ 掛金額の変更 ※掛金額区分「納付済」と金額を指定して「支払」は、「支払」に金額を指定しない（標準年金への加入）のみの適用。	変更後の掛金額区分 ※いずれかに□ ☐ 掛金を毎月定額で納付。 ☐ 納付月と金額を指定して納付。 ⇒ 「加入者月別掛金登録・変更票 (E-030)」を添付してください。 「掛金を毎月定額で納付」を選択した場合、毎月の掛金額 掛金額変更理由 ※掛金額変更理由 ※掛金額変更理由 ※掛金額変更理由		千 〇 〇 〇	04091

3. 掛金引落口座の情報：「2. 届出事項」- (5) の「変更後の掛金納付方法」で「個人払込」を選択した場合に記入してください。

現金引当金 □ 座落債権	フリガナ	☐ ゆゆうちょ銀行以外の金融機関 ☐ ゆゆうちょ銀行	金融機関名 ☐ 銀行 ☐ 労働金庫 ☐ 信連 ☐ 農協 ☐ 信金 ☐ 信組 ☐ 本店 ☐ 支店（支所） ☐ 出張所	金融機関コード 支店コード	
		現金種別	口座番号（右詰め）		
		☐ 普通 ☐ 当座			
		種目コード	契約別コード	通帳記号	通帳番号（右詰め）
		166	30		

支 付 金 種 別						受付 金額累計							年 合計		年 月		日		事務処理センター														
支払項目・取引先名						交付時期・支払期						事内振替																					
現金 / 口座振替 / 振書						☐ あり ☐ なし						☐ あり ☐ なし						☐															
加入者引当金繰入額・定款用						☐ あり ☐ なし						☐ あり ☐ なし						☐															
事業主払込に関する振替書						☐ あり ☐ なし						☐ あり ☐ なし						☐															
事業主払込に関する振替書 (共済組合員用)						☐ あり ☐ なし						☐ あり ☐ なし						☐															

＜住所変更 記入例＞

の中を必ずご記入ください。

- ① ・ご自身の情報をご記入ください。
・変更後の住所をご記入ください。
- ② チェック欄に☑のうえ、変更前の住所・連絡先電話番号をご記入ください。

➡ ⑤ 届出事項「(5)掛金納付方法・掛金引落口座情報の変更」欄の「変更後の掛金納付方法」で、「個人払込」を選択した場合は、本人名義の口座をご記入ください。

5

模式第 K-032 号 (2024.12)

預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書

フリガナ ネンキン カズミ		ゆうちょ銀行の自動払込利用の場合は、 自動払込み規定が適用されます。	
申出者氏名 年金 一美			
住所 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3	〒 111-1111	① 連絡先電話番号 12 - 3456 - 7890	
東京 都 区 1-2-3	② 口座名義人 年金 一美	④ 金融機関名 銀行 労働金庫 農協 信連 信金 信組	金融機関コード
ゆうちょ銀行以外の金融機関	支店名 本店 支店(支所) 出張所	支店コード	
③ 金融機関届出印	⑤ 預金種別 ① 普通 ② 当座 ③ 定期 ④ 零存 ⑤ 零取 ⑥ 複利 ⑦ 複利	⑥ 口座番号(右詰め)	
⑦ ② ゆうちょ銀行	種目コード 166 契約種別コード 30	通帳記号	通帳番号(右詰め)

<記入例>

「掛金引落口座情報」の訂正は、訂正印として金融機関届出印の押印が必要です。

① 連絡先電話番号

- ・日中に問合わせができる電話番号をご記入ください。
- ・携帯電話の電話番号も可能です。

② 口座名義人

- ・掛金引落口座は本人名義の口座に限ります。(屋号付きは不可。)
- ・個人払込の場合は申出者名義となります。

③ 金融機関届出印

- ・口座振替をする金融機関、または、ゆうちょ銀行に届出してある印鑑を押印してください。
- ・金融機関で押印不要である場合は、押印の必要はありません。

④ ①ゆうちょ銀行以外の金融機関

- ・掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方はこちら。
- ・「1」に○印を付け、金融機関名、本店・支店名をご記入ください。

⑤ 預金種別

- 該当する預金種別の数字に○印を付けてください。

⑥ 口座番号(右詰め)

- 預金通帳の口座番号を右詰めでご記入ください。

⑦ ②ゆうちょ銀行

- ・掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方はこちら。
- ・「2」に○印を付け、預金通帳の記号と番号を右詰めでご記入ください。

● 届出後の被保険者種別が1等、第3等、任意加入被保険者の方は、これらの欄書きではお手続きいたしません。

※ 1等被保険者、第3等被保険者、任意加入被保険者の場合は、この欄の欄書きは不要です。任意加入被保険者の場合は、任意加入被保険者の名を「任意加入被保険者」欄に記入してください。

長崎県庁番号										氏名		生 年 月 日		性 別			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	フリガナ	英 名	昭和	年	月	日	男	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	年 金 一 郎		昭和	4	9	10	06	男
住 所																	
〒111-1111 東京都 区 町 丁目 番 号 12-3456-7890																	
東京 都 区 町 丁目 番 号 12-3456-7890																	

[illegible]

④ 資金引当口座の情報：「2. 届出事項」-(5)の「変更後の振金納付方法」で個人払込を選択した場合に記入してください。

振込先名義人	金融機関コード		金融機関名	振込先住所
	銀行コード	支店コード		
ブラダナ			☐ 銀行 ☐ 郵便局	
個人名義人 （本人名義に限定し、源泉徴収は不可）	☐ ゆうちょ銀行 以外の金融機関		毎月掛金の拠出限度額を 超えないようにご記入ください	
	☐ ゆうちょ銀行			
	166	30		

毎月の掛金の拠出限度額を
超えないようにご記入ください

受付金融機関および事務処理センター使用欄

支 付 金 種 別						受付 金額確認							年 全額		月		日		事務処理センター								
入金振替・前払金類						受取振替預金類						現金類															
現金・口座振替他類						☐ あり ☒ なし						☐ あり ☒ なし						☐									
加入者引当金繰入額・定款拠出						☐ あり ☒ なし						☐ あり ☒ なし						☐									
事業主負担に関する経理費						☐ あり ☒ なし						☐ あり ☒ なし						☐									
事業主負担に関する経理費 (共済組合等関係)						☐ あり ☒ なし						☐ あり ☒ なし						☐									

様式第 K-032号 (2024.12)

- ・「納付月と金額を指定して納付」をご希望の方は、コールセンターにお問い合わせください。

iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへ
iDeCoの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する
「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください

この用紙にて、企業年金制度等の加入状況の別による、iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入資格、拠出限度額の確認ができます。裏面のフローチャートを確認ツールとしてご利用ください。

- ◆ 裏面のフローチャートはiDeCo公式サイトにも掲載されていますので、ご活用ください。

<https://www.ideco-koushiki.jp/start/#step1>



- iDeCo掛金の上限度額（拠出限度額）は企業年金制度等の加入状況によって異なります。この様式を活用して、お勤め先で実施する企業年金制度等の状況、**iDeCoへの加入資格や拠出限度額をご確認ください。**なお、**セルフチェックシートとなりますので、ご提出いただく必要はありません。**
- フローチャートの質問と回答に沿って該当する項目にチェックしながら、ご自身のiDeCoへの加入資格を確認してください。⑥～⑩（①を除く）に該当した方はiDeCoへの加入資格をお持ちなので、**各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。**また、拠出限度額も併せてご確認ください。
- お客さまが記入した「企業年金制度等の加入状況」の情報が確認できない場合、確認できるまでの間はiDeCoの掛金の引き落としが一時停止されます（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、親会社から子会社への派遣や出向等により、お勤め先が変更となっている場合でも、引き続き親会社や出向元等で年金制度に加入している場合もあります。**ご不明な点は必ずお勤め先にご確認ください。**
- お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は次の表のとおりです。拠出限度額を超過した場合、掛金額が自動的に減額、あるいは一時停止されることがあります（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、企業年金制度等に加入していない場合の拠出限度額は2.3万円です。

厚生年金被保険者区分	拠出限度額 ※いずれも2.0万円を上限
厚生年金被保険者	5.5万円－（企業型DC ^{※1} 掛金額＋DB ^{※2} 等の他制度 ^{※3} 掛金相当額）
国家公務員共済組合の組合員	5.5万円－共済掛金相当額
地方公務員共済組合の組合員	
私立学校教職員共済制度の加入者	5.5万円－（企業型DC掛金額＋他制度掛金相当額（私学共済））

- お勤め先の企業年金制度等の加入状況や掛金額は、下記の方法でご加入者の皆さまに表示・周知されます。加入中の制度や確認方法が不明の場合は、お勤め先にお問い合わせください。

お勤め先で加入されている企業年金制度等	企業年金制度等の掛金額の加入者への表示・周知方法
企業型DCのみに加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト ^{※4} 上で掛金額を表示
企業型DC ＋ DB等の他制度の両方に加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト上で、企業型DCの掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を併せて表示
DB等の他制度のみに加入の場合や、国家公務員・地方公務員共済組合の組合員の場合	周知方法は事業主によって異なりますので、お勤め先にご確認ください。

※1： 企業型DC ＝ 企業型確定拠出年金

※2： DB ＝ 確定給付企業年金

※3： DB等の他制度 ＝ DBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金

※4： 企業型DCの加入者Webサイト ＝ 記録関連運営管理機関が用意しているWebサイトを指します。運用関連運営管理機関が、記録関連運営管理機関と連携するWebサイトを用意している場合もございます。ご不明の場合はお勤め先にお問い合わせください。

裏面に続く

■ あなたの企業年金の加入状況についてご回答ください

拠出限度額は表面の④⑤にてご確認ください

※下記のフローチャートであなたの企業年金制度等の加入状況についてご回答いただき、各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。

質問の途中でも 回答がわからない場合はこちらへ

① お勤め先で企業型確定拠出年金（企業型DC）※1制度に加入していますか？
（お勤め先に企業型DC制度があっても、ご自身が加入されていない場合は、「□いいえ」に進んでください）

☐ はい ☐ いいえ

② お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？

☐ 国家公務員共済組合（長期）
☐ 地方公務員共済組合（長期）
☐ 私立学校教職員共済制度

☐ はい ☐ いいえ

③ お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？

☐ 確定給付企業年金（DB）※2
☐ 厚生年金基金※3
☐ 石炭鉱業年金基金

☐ はい ☐ いいえ

④ 加入中の企業型DCの拠出方法は次のいずれか、もしくは両方に該当しますか？

☐ マッチング拠出を選択しています
☐ 事業主掛金が年単位での拠出になっています

☐ はい ☐ いいえ

⑤ お勤め先で私立学校教職員共済制度に加入していますか？

☐ はい ☐ いいえ

⑥ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 50 国家公務員共済組合（長期）
☐ 51 地方公務員共済組合（長期）
☐ 52 私立学校教職員共済制度（長期）

⑦ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 02 確定給付型の企業年金

⑧ 拠出限度額 月額23,000円

☐ 00 他に企業年金制度なし

⑨ 個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入できません

⑩ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 53 企業型DCおよび私立学校教職員共済制度（長期）

⑪ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 01 企業型DCあり（DB等他制度の併用を含む）

現在のお勤め先でご加入されている企業年金制度等のご状況がわからない場合は、お勤め先の人事、総務等、企業年金制度の担当者にご確認ください。

【※1：企業型確定拠出年金（企業型DC）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・加入者ごとに拠出された掛金を加入者自らが運用し、その運用実績に応じて給付額が決まります。そのため、加入者ごとにIDやパスワードが発行され、企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）が用意する加入者Webサイト上で、資産状況や、運用状況、iDeCoに拠出可能な掛金額を確認することができます。
- ・iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は企業型DCではありません。

【※2：確定給付企業年金（DB）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・給付の内容があらかじめ定められ、基本的な運用のリスクは事業主が負います。
- ・DBにご加入中の場合、事業主からDBの掛金相当額が通知されます。（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、DBの掛金相当額も併せて表示されます。）

【※3：厚生年金基金とは】

- ・国の老齢厚生年金の一部を代行し、独自の給付を上乗せして支給する企業年金です。あらかじめ将来の給付額が確定している、確定給付（DB）型の制度です。国の厚生年金とは別の制度になります。
- ・現在は新規設が認められておらず、現存する厚生年金基金は少数です。
- ・厚生年金基金に加入中の場合、事業主から厚生年金基金の掛金相当額が通知されます。（DCにも加入中の場合は※1に記載の方法で、厚生年金基金の掛金相当額も併せて表示されます。）

【※4 拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。詳細は表面④⑤をご確認ください。】

1. 届出者の情報:

1

2. 届出事項：(1)～(6)の該当する「届出内容」をすべて選択(冒頭の□に✓点を記入)のうえ、右欄太枠内に必要事項を記入してください。

2

3

3. 掛金引落口座の情報：「2. 届出事項」- (5) の「変更後の掛金納付方法」で「個人払込」を選択した場合に記入してください。

毎月の掛金の拋出限度額を
超えないようにご記入ください。

樣式第 K-032 号 (2024.12)

◆ の中を必ずご記入ください。

◆ ご記入の際には、【iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへiDeCoの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください】(K-033)のフローチャートをご確認ください。(記入例の次のページ以降です。)

① ご自身の情報をご記入ください。

② ・チェック欄に☑のうえ、加入状況コードをご記入ください。
・ご記入の際は必ず(K-033)のフローチャートをご確認ください。



③ ・チェック欄に☑のうえ、変更内容をご記入ください。

※掛金額に変更が無い場合でも必ずご記入ください。

・毎月の掛金の拠出限度額は、次のページの **④ ⑤** をご確認ください。

・掛金額区分「納付月と金額を指定して納付」は、「00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)」の方のみ選択可能です。

・「納付月と金額を指定して納付」をご希望の方は、コールセンターにお問い合わせください。

iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへ
iDeCoの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する
「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください

この用紙にて、企業年金制度等の加入状況の別による、iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入資格、拠出限度額の確認ができます。裏面のフローチャートを確認ツールとしてご利用ください。

- ◆ 裏面のフローチャートはiDeCo公式サイトにも掲載されていますので、ご活用ください。

<https://www.ideco-koushiki.jp/start/#step1>



- iDeCo掛金の上限度額（拠出限度額）は企業年金制度等の加入状況によって異なります。この様式を活用して、お勤め先で実施する企業年金制度等の状況、**iDeCoへの加入資格や拠出限度額をご確認ください。**なお、**セルフチェックシートとなりますので、ご提出いただく必要はありません。**
- フローチャートの質問と回答に沿って該当する項目にチェックしながら、ご自身のiDeCoへの加入資格を確認してください。⑥～⑩（①を除く）に該当した方はiDeCoへの加入資格をお持ちなので、**各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。**また、拠出限度額も併せてご確認ください。
- お客さまが記入した「企業年金制度等の加入状況」の情報が確認できない場合、確認できるまでの間はiDeCoの掛金の引き落としが一時停止されます（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、親会社から子会社への派遣や出向等により、お勤め先が変更となっている場合でも、引き続き親会社や出向元等で年金制度に加入している場合もあります。**ご不明な点は必ずお勤め先にご確認ください。**
- お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は次の表のとおりです。拠出限度額を超過した場合、掛金額が自動的に減額、あるいは一時停止されることがあります（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、企業年金制度等に加入していない場合の拠出限度額は2.3万円です。

厚生年金被保険者区分	拠出限度額 ※いずれも2.0万円を上限
厚生年金被保険者	5.5万円－（企業型DC ^{※1} 掛金額＋DB ^{※2} 等の他制度 ^{※3} 掛金相当額）
国家公務員共済組合の組合員	5.5万円－共済掛金相当額
地方公務員共済組合の組合員	
私立学校教職員共済制度の加入者	5.5万円－（企業型DC掛金額＋他制度掛金相当額（私学共済））

- お勤め先の企業年金制度等の加入状況や掛金額は、下記の方法でご加入者の皆さまに表示・周知されます。加入中の制度や確認方法が不明の場合は、お勤め先にお問い合わせください。

お勤め先で加入されている企業年金制度等	企業年金制度等の掛金額の加入者への表示・周知方法
企業型DCのみに加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト ^{※4} 上で掛金額を表示
企業型DC ＋ DB等の他制度の両方に加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト上で、企業型DCの掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を併せて表示
DB等の他制度のみに加入の場合や、国家公務員・地方公務員共済組合の組合員の場合	周知方法は事業主によって異なりますので、お勤め先にご確認ください。

※1： 企業型DC ＝ 企業型確定拠出年金

※2： DB ＝ 確定給付企業年金

※3： DB等の他制度 ＝ DBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金

※4： 企業型DCの加入者Webサイト ＝ 記録関連運営管理機関が用意しているWebサイトを指します。運用関連運営管理機関が、記録関連運営管理機関と連携するWebサイトを用意している場合もございます。ご不明の場合はお勤め先にお問い合わせください。

裏面に続く

■ あなたの企業年金の加入状況についてご回答ください

拠出限度額は表面の④⑤にてご確認ください

※下記のフローチャートであなたの企業年金制度等の加入状況についてご回答いただき、各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。

質問の途中でも 回答がわからない場合はこちらへ

① お勤め先で企業型確定拠出年金（企業型DC）※1制度に加入していますか？
（お勤め先に企業型DC制度があっても、ご自身が加入されていない場合は、「□いいえ」に進んでください）

☐ はい ☐ いいえ

② お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？

☐ 国家公務員共済組合（長期）
☐ 地方公務員共済組合（長期）
☐ 私立学校教職員共済制度

☐ はい ☐ いいえ

③ お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？

☐ 確定給付企業年金（DB）※2
☐ 厚生年金基金※3
☐ 石炭鉱業年金基金

☐ はい ☐ いいえ

④ 加入中の企業型DCの拠出方法は次のいずれか、もしくは両方に該当しますか？

☐ マッチング拠出を選択しています
☐ 事業主掛金が年単位での拠出になっています

☐ はい ☐ いいえ

⑤ お勤め先で私立学校教職員共済制度に加入していますか？

☐ はい ☐ いいえ

⑥ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 50 国家公務員共済組合（長期）
☐ 51 地方公務員共済組合（長期）
☐ 52 私立学校教職員共済制度（長期）

⑦ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 02 確定給付型の企業年金

⑧ 拠出限度額 月額23,000円

☐ 00 他に企業年金制度なし

⑨ 個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入できません

⑩ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 53 企業型DCおよび私立学校教職員共済制度（長期）

⑪ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 01 企業型DCあり（DB等他制度の併用を含む）

現在のお勤め先でご加入されている企業年金制度等のご状況がわからない場合は、お勤め先の人事、総務等、企業年金制度の担当者にご確認ください。

【※1：企業型確定拠出年金（企業型DC）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・加入者ごとに拠出された掛金を加入者自らが運用し、その運用実績に応じて給付額が決まります。そのため、加入者ごとにIDやパスワードが発行され、企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）が用意する加入者Webサイト上で、資産状況や、運用状況、iDeCoに拠出可能な掛金額を確認することができます。
- ・iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は企業型DCではありません。

【※2：確定給付企業年金（DB）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・給付の内容があらかじめ定められ、基本的な運用のリスクは事業主が負います。
- ・DBにご加入中の場合、事業主からDBの掛金相当額が通知されます。（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、DBの掛金相当額も併せて表示されます。）

【※3：厚生年金基金とは】

- ・国の老齢厚生年金の一部を代行し、独自の給付を上乗せして支給する企業年金です。あらかじめ将来の給付額が確定している、確定給付（DB）型の制度です。国の厚生年金とは別の制度になります。
- ・現在は新規設が認められておらず、現存する厚生年金基金は少数です。
- ・厚生年金基金に加入中の場合、事業主から厚生年金基金の掛金相当額が通知されます。（DCにも加入中の場合は※1に記載の方法で、厚生年金基金の掛金相当額も併せて表示されます。）

【※4 拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。詳細は表面④⑤をご確認ください。】

●必ず記入要領をご確認ください。

●届出後の被保険者種別が第1号、第3号、休業加入被保険者の方は、こちらの欄までお手続きいただけません。

1. 届出者の情報: (1) 氏名変更 (2) 住所・連絡先電話番号変更 (3) 被保険者種別変更 (4) 勤務先での企業年金制度等の加入状況コード変更 (5) 掛金納付方法・掛金引落口座情報の変更 (6) 掛金額区分・掛金額の変更

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	氏名	フリガナ	セイ	メイ	生年	月	日	性別
										年金 一郎	ネンジン	イチロウ	昭和 7	4	9	10	男
住所										フリガナ							
〒 111-1111 東京都 港区 赤坂 1-2-3										シカクサンカク 1-2-3							
連絡先電話番号 (12 - 3456-7890)										〒 111-1111 東京都 港区 赤坂 1-2-3							

2. 届出事項: (1)~(6)の該当する「届出内容」をすべて選択(冒頭の□に○を記入)のうえ、右欄太枠内に必要事項を記入してください。

届出内容	必要事項	備考
(1) 氏名変更	氏名変更 年 月 日	04011
(2) 住所・連絡先電話番号変更	住所変更 年 月 日	04021
(3) 被保険者種別変更	勤務先での企業年金制度等の加入状況コード 給付金・年金の受給状況	04111 (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)
(4) 勤務先での企業年金制度等の加入状況変更	変更後の企業年金制度等の加入状況コード	04131 (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)
(5) 掛金納付方法・掛金引落口座情報の変更	現在の掛金納付方法 変更後の掛金納付方法 掛金引落口座情報	04091
(6) 掛金額区分・掛金額の変更	変更後の掛金額区分 掛金額	04091

3. 掛金引落口座の情報: (1) 届出事項 (2) (3) の「変更後の掛金納付方法」で「個人払込」を選択した場合に記入してください。

掛金引落口座情報	口座名義人	口座種別	口座番号
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
166	30		

毎月の掛金の払出限度額を超えないようにご記入ください。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

事務処理センター	受付金融機関
事務処理センター	受付金融機関

<毎月の掛金額変更 記入例>

- 15000 の中を必ずご記入ください。
 - ご記入の際には、【iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへiDeCoの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください】(K-033)をご確認ください。(記入例の次のページ以降です。)
- ① ご自身の情報をご記入ください。
 - ② ・チェック欄に☑のうえ、毎月の掛金額をご記入ください。
・毎月の掛金の拠出限度額を超えないようにご記入ください。
・毎月の掛金の拠出限度額は、次のページの ④ ⑤ をご確認ください。
・掛金額区分「納付月と金額を指定して納付」は、加入状況コード「00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)」の方のみ選択可能です。
・「納付月と金額を指定して納付」をご希望の方は、コールセンターにお問い合わせください。

iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへ
iDeCoの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する
「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください

この用紙にて、企業年金制度等の加入状況の別による、iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入資格、拠出限度額の確認ができます。裏面のフローチャートを確認ツールとしてご利用ください。

- ◆ 裏面のフローチャートはiDeCo公式サイトにも掲載されていますので、ご活用ください。

<https://www.ideco-koushiki.jp/start/#step1>



- iDeCo掛金の上限度額（拠出限度額）は企業年金制度等の加入状況によって異なります。この様式を活用して、お勤め先で実施する企業年金制度等の状況、**iDeCoへの加入資格や拠出限度額をご確認ください。**なお、**セルフチェックシートとなりますので、ご提出いただく必要はありません。**
- フローチャートの質問と回答に沿って該当する項目にチェックしながら、ご自身のiDeCoへの加入資格を確認してください。⑥～⑩（①を除く）に該当した方はiDeCoへの加入資格をお持ちなので、**各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。**また、拠出限度額も併せてご確認ください。
- お客さまが記入した「企業年金制度等の加入状況」の情報が確認できない場合、確認できるまでの間はiDeCoの掛金の引き落としが一時停止されます（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、親会社から子会社への派遣や出向等により、お勤め先が変更となっている場合でも、引き続き親会社や出向元等で年金制度に加入している場合もあります。**ご不明な点は必ずお勤め先にご確認ください。**
- お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は次の表のとおりです。拠出限度額を超過した場合、掛金額が自動的に減額、あるいは一時停止されることがあります（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、企業年金制度等に加入していない場合の拠出限度額は2.3万円です。

厚生年金被保険者区分	拠出限度額 ※いずれも2.0万円を上限
厚生年金被保険者	5.5万円－（企業型DC ^{※1} 掛金額＋DB ^{※2} 等の他制度 ^{※3} 掛金相当額）
国家公務員共済組合の組合員	5.5万円－共済掛金相当額
地方公務員共済組合の組合員	
私立学校教職員共済制度の加入者	5.5万円－（企業型DC掛金額＋他制度掛金相当額（私学共済））

- お勤め先の企業年金制度等の加入状況や掛金額は、下記の方法でご加入者の皆さまに表示・周知されます。加入中の制度や確認方法が不明の場合は、お勤め先にお問い合わせください。

お勤め先で加入されている企業年金制度等	企業年金制度等の掛金額の加入者への表示・周知方法
企業型DCのみに加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト ^{※4} 上で掛金額を表示
企業型DC ＋ DB等の他制度の両方に加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト上で、企業型DCの掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を併せて表示
DB等の他制度のみに加入の場合や、国家公務員・地方公務員共済組合の組合員の場合	周知方法は事業主によって異なりますので、お勤め先にご確認ください。

※1： 企業型DC ＝ 企業型確定拠出年金

※2： DB ＝ 確定給付企業年金

※3： DB等の他制度 ＝ DBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金

※4： 企業型DCの加入者Webサイト ＝ 記録関連運営管理機関が用意しているWebサイトを指します。運用関連運営管理機関が、記録関連運営管理機関と連携するWebサイトを用意している場合もございます。ご不明の場合はお勤め先にお問い合わせください。

裏面に続く

■ あなたの企業年金の加入状況についてご回答ください

拠出限度額は表面の④⑤にてご確認ください

※下記のフローチャートであなたの企業年金制度等の加入状況についてご回答いただき、各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。

質問の途中でも 回答がわからない場合はこちらへ

① お勤め先で企業型確定拠出年金（企業型DC）※1制度に加入していますか？
（お勤め先に企業型DC制度があっても、ご自身が加入されていない場合は、「□いいえ」に進んでください）

☐ はい ☐ いいえ

② お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？

☐ 国家公務員共済組合（長期）
☐ 地方公務員共済組合（長期）
☐ 私立学校教職員共済制度

☐ はい ☐ いいえ

③ お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？

☐ 確定給付企業年金（DB）※2
☐ 厚生年金基金※3
☐ 石炭鉱業年金基金

☐ はい ☐ いいえ

④ 加入中の企業型DCの拠出方法は次のいずれか、もしくは両方に該当しますか？

☐ マッチング拠出を選択しています
☐ 事業主掛金が年単位での拠出になっています

☐ はい ☐ いいえ

⑤ お勤め先で私立学校教職員共済制度に加入していますか？

☐ はい ☐ いいえ

⑥ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 50 国家公務員共済組合（長期）
☐ 51 地方公務員共済組合（長期）
☐ 52 私立学校教職員共済制度（長期）

⑦ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 02 確定給付型の企業年金

⑧ 拠出限度額 月額23,000円

☐ 00 他に企業年金制度なし

⑨ 個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入できません

⑩ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 53 企業型DCおよび私立学校教職員共済制度（長期）

⑪ 拠出限度額 月額20,000円※4

☐ 01 企業型DCあり（DB等他制度の併用を含む）

現在のお勤め先でご加入されている企業年金制度等のご状況がわからない場合は、お勤め先の人事、総務等、企業年金制度の担当者にご確認ください。

【※1：企業型確定拠出年金（企業型DC）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・加入者ごとに拠出された掛金を加入者自らが運用し、その運用実績に応じて給付額が決まります。そのため、加入者ごとにIDやパスワードが発行され、企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）が用意する加入者Webサイト上で、資産状況や、運用状況、iDeCoに拠出可能な掛金額を確認することができます。
- ・iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は企業型DCではありません。

【※2：確定給付企業年金（DB）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・給付の内容があらかじめ定められ、基本的な運用のリスクは事業主が負います。
- ・DBにご加入中の場合、事業主からDBの掛金相当額が通知されます。（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、DBの掛金相当額も併せて表示されます。）

【※3：厚生年金基金とは】

- ・国の老齢厚生年金の一部を代行し、独自の給付を上乗せして支給する企業年金です。あらかじめ将来の給付額が確定している、確定給付（DB）型の制度です。国の厚生年金とは別の制度になります。
- ・現在は新規設が認められておらず、現存する厚生年金基金は少数です。
- ・厚生年金基金に加入中の場合、事業主から厚生年金基金の掛金相当額が通知されます。（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、厚生年金基金の掛金相当額も併せて表示されます。）

【※4 拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。詳細は表面④⑤をご確認ください。】